

滋賀県多文化共生推進プラン (第3次改定版)

最終案

・原案からの修正・変更箇所は赤字網かけで表記しています。

〔 基本目標 〕

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、
国籍や民族などのちがいにかかわらず、
相互に人権と個性を尊重しながら、
多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。

令和7年（2025年）〇月

滋 賀 県

目 次

第1章	改定にあたって	
1	趣旨	1
2	プランの位置づけ	2
3	対象者	2
4	計画期間	2
第2章	改定の背景	
1	滋賀県の現況	3
2	社会経済情勢の変化	12
第3章	これまでの取組と今後の課題	
1	これまでの主な取組	13
2	今後の課題	20
第4章	めざす多文化共生社会の姿と行動目標	
1	基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿	22
2	行動目標と推進イメージ	23
第5章	施策の展開	
1	多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり	25
	(1) 多文化共生意識の高揚	
	(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり	
2	こころが通じるコミュニケーションの促進	29
	(1) 地域における情報の多言語化	
	(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供	
3	安心して暮らせる生活環境の整備	32
	(1) 安心して暮らせる居住支援	
	(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備	
	(3) 災害時への対応	
	(4) 生活安全における支援の充実	
4	働く場での活躍	37
	(1) 円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍	
5	次世代を育成する教育および保育の充実	39
	(1) 教育および保育環境の整備	
第6章	施策の推進	
1	各主体の役割	42
2	推進体制	44
3	プランの目標設定と進行管理	45
	<用語解説>	46

第1章 改定にあたって

1 趣旨

平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)が改正、翌2年(1990年)に施行され、本県においては在留資格「定住者¹」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が急増しました。

急増する外国人への施策の必要性が高まる中、平成18年(2006年)3月に総務省自治行政局国際室は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。本県では、平成19年(2007年)度に「しが多文化共生推進会議」を設置して、提言をいただき、これらの通知や提言をもとに、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、平成22年(2010年)4月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。

プラン策定と時期を同じくして世界的な経済危機が起こり、多くの外国人が職を失い帰国する方が増加し、県内の外国人人口²は一時減少しましたが、平成26年(2014年)以降、就労目的の東南アジア地域出身者を中心に外国人人口が増加し、令和6年(2024年)末には過去最多となる41,475人となりました。また、近年は国籍の構成も変化してきています。

在留資格制度については、令和5年(2023年)に「特定技能」制度が拡充され、令和6年(2024年)6月に入管法等の改正により、「技能実習」³制度が廃止され、「育成就労」⁴制度が創設されることになり、令和9年(2027年)までに施行される予定です。この制度は、長期にわたり日本の産業を支える人材を育成・確保することを目指すもので、今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれます。

今後は、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人の滞在の長期化・定住化が更に進み、県内人口における外国人比率も高まっていくと考えられ、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要となっています。

このような状況の下、社会経済情勢の変化やそれに伴う課題への対応、県内に在住する外国人の現状を踏まえ、より実情にあったプランとなるよう「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改定版)」を策定しました。

2 プランの位置づけ

このプランは「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、多文化共生の社会づくりについて、県民、市民活動団体、国際交流協会、企業、市町、県などの各主体が取り組む方向性を示す指針です。

«「多文化共生」とは»

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

3 対象者

多文化共生社会の実現は、国籍や民族などのちがいにかかわらず、共に生きていく地域社会の一員として皆で取り組んでいくことであるため、本プランはすべての県民を対象としています。

«「外国人県民」について»

本プランにおける「外国人県民」は、県内に住む外国籍の人を指します。ただ、本プランは、日本国籍を取得し帰化した人や日本国籍であっても親が外国籍である人といった外国につながりをもつ人も含め、すべての県民が対象です。

4 計画期間

令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間とします。

5 プランの周知

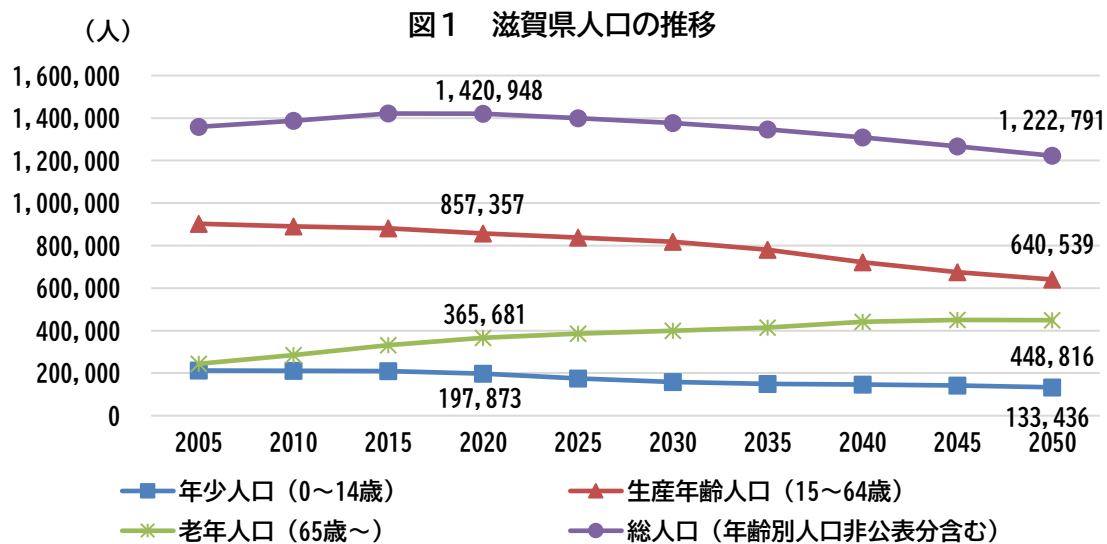
多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語および「やさしい日本語⁵」）で、本プランの周知を図ります。

第2章 改定の背景

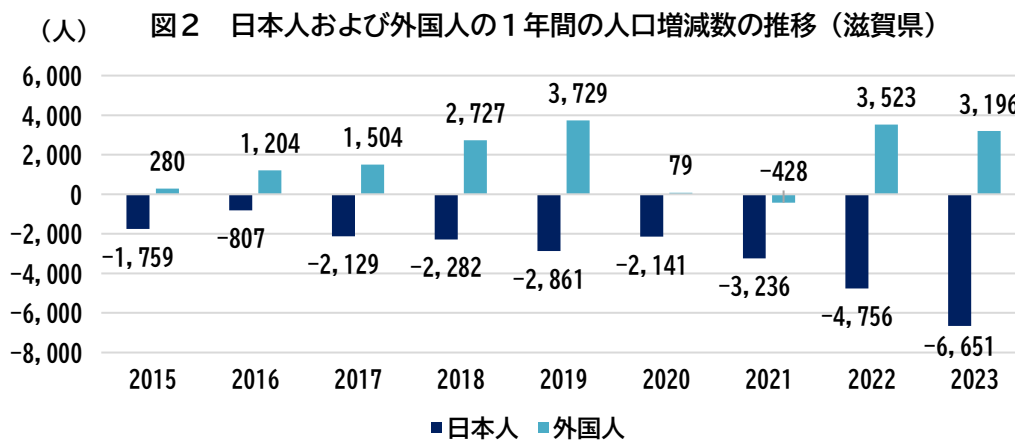
1 滋賀県の現況

(1) 滋賀県人口の推移

- 本県の人口は、平成25年（2013年）ごろをピークに人口減少局面に入っており、老年人口が増える中、年少人口および生産年齢人口は減少し続け、2050年には総人口がピーク時から14%ほど少ない約122万人となり、高齢化率は36%を超えると推計されています。（図1）
- 本県の1年間の人口増減数を見ると、日本人は毎年減少しており、外国人の増加によって、県人口は微増または微減に留まっています。（図2）



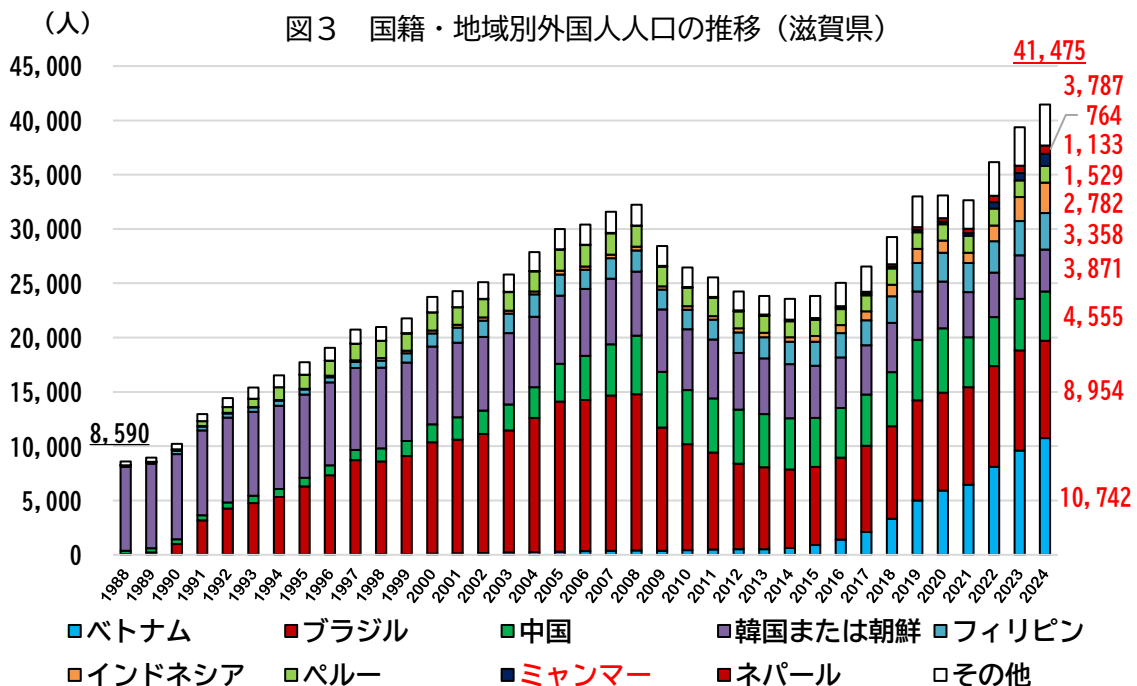
（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日現在）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（2025年～2050年）



（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日現在）

(2) 外国人人口の推移

- 令和6年(2024年)12月末現在、滋賀県の外国人人口は41,475人で、平成26年(2014年)以降、令和3年(2021年)を除き、増加傾向が続いています。(図3)
- 県内に在住する外国人は97の国・地域の国籍から成ります。その中では、ベトナム、ブラジル、中国の順に多く、この3か国で県内の外国人人口の約58%を占めています。近年の傾向としては、ベトナムが最も増加しており、インドネシアやミャンマーも増加しています。
- 県全体の外国人人口の割合は2.95%で、県民のおよそ34人に1人が外国人です。市町別では、最も多い湖南市で7.42%、その他7市町が県平均を超えています。(表1)
- 令和6年(2024年)1月1日現在、滋賀県の外国人人口は全国で19番目に多く、外国人人口の割合は全国で13番目に高い状況です。(図4、図5)
- 年齢別にみると男女共に20代から30代が突出して多く、また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人も暮らしています。(図6)
- 在留資格別にみると「永住者⁶」が最も多く、「就労が認められる在留資格(技能実習、技術・人文知識・国際業務、特定技能)」や「家族滞在」の資格が増加しています。(図7)
- 国籍・地域別に在留資格をみると、ベトナムは約77%が「就労が認められる在留資格」で、ブラジルはほぼ「身分に基づく在留資格(永住者、定住者、日本人の配偶者等⁷、永住者の配偶者等⁸)」、中国は約49%が「身分に基づく在留資格」で、韓国・朝鮮は約79%が「特別永住者⁹」、フィリピンは約68%が「身分に基づく在留資格」となっています。(図8)



(出典) 滋賀県総合企画部国際課「外国人の住民基本台帳人口調査」(各年12月末現在)

(注) 住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数

1

表1 市町別外国人人口数および割合（滋賀県）

自治体名	外国人人口 (単位:人)	総人口 (単位:人)	総人口に占める 外国人の割合
滋賀県	41,475	1,405,194	2.95%
大津市	5,579	343,600	1.62%
彦根市	3,874	110,878	3.49%
長浜市	4,058	112,294	3.61%
近江八幡市	2,231	81,925	2.72%
草津市	3,552	140,515	2.53%
守山市	1,237	85,881	1.44%
栗東市	1,732	70,412	2.46%
甲賀市	4,741	87,741	5.40%
野洲市	1,152	50,607	2.28%
湖南市	4,011	54,030	7.42%
高島市	848	45,183	1.88%
東近江市	4,937	111,349	4.43%
米原市	697	36,933	1.89%
日野町	974	20,699	4.71%
竜王町	236	11,239	2.10%
愛荘町	1,188	21,037	5.65%
豊郷町	260	7,115	3.65%
甲良町	109	6,410	1.70%
多賀町	59	7,346	0.80%

※総人口に占める外国人の割合が県平均を上回る8市町を網かけ

（出典）滋賀県総合企画部国際課「外国人の住民基本台帳人口調査」（令和6年12月末現在）

2

3

4

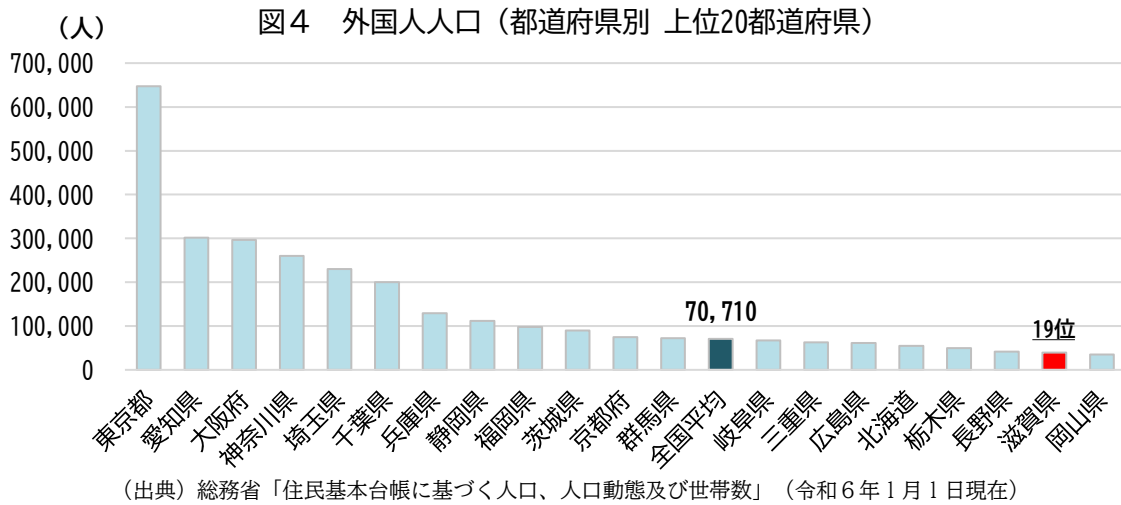
5

6

7

8

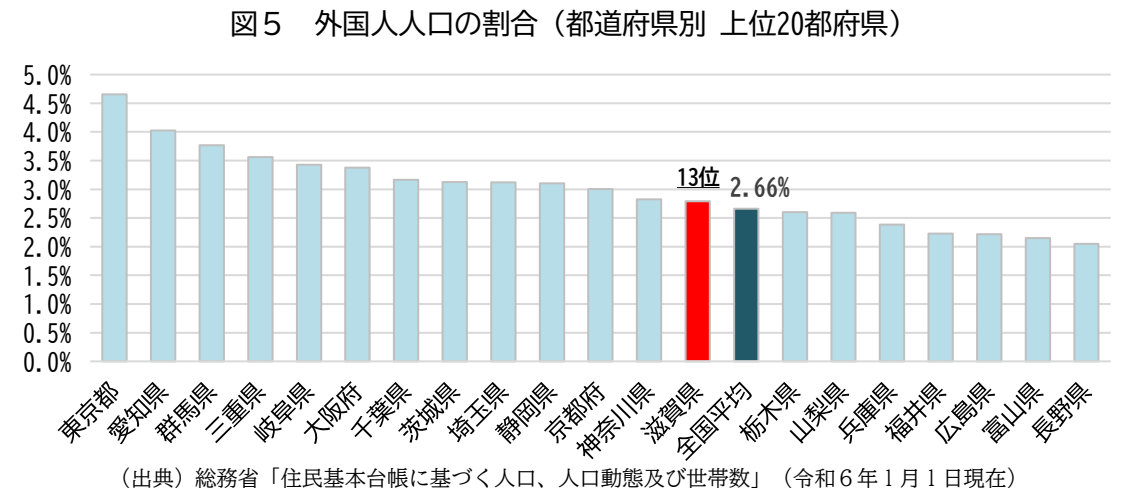
1



2

3

4



5

6

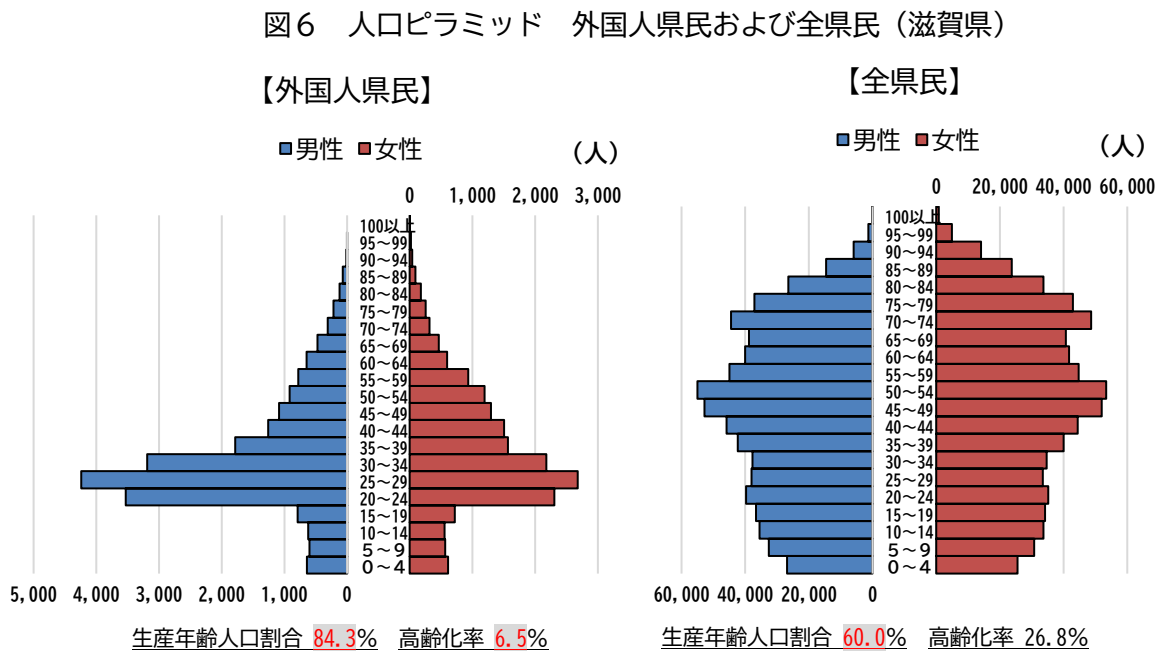


図7 主な在留資格別外国人県民数の推移（滋賀県）

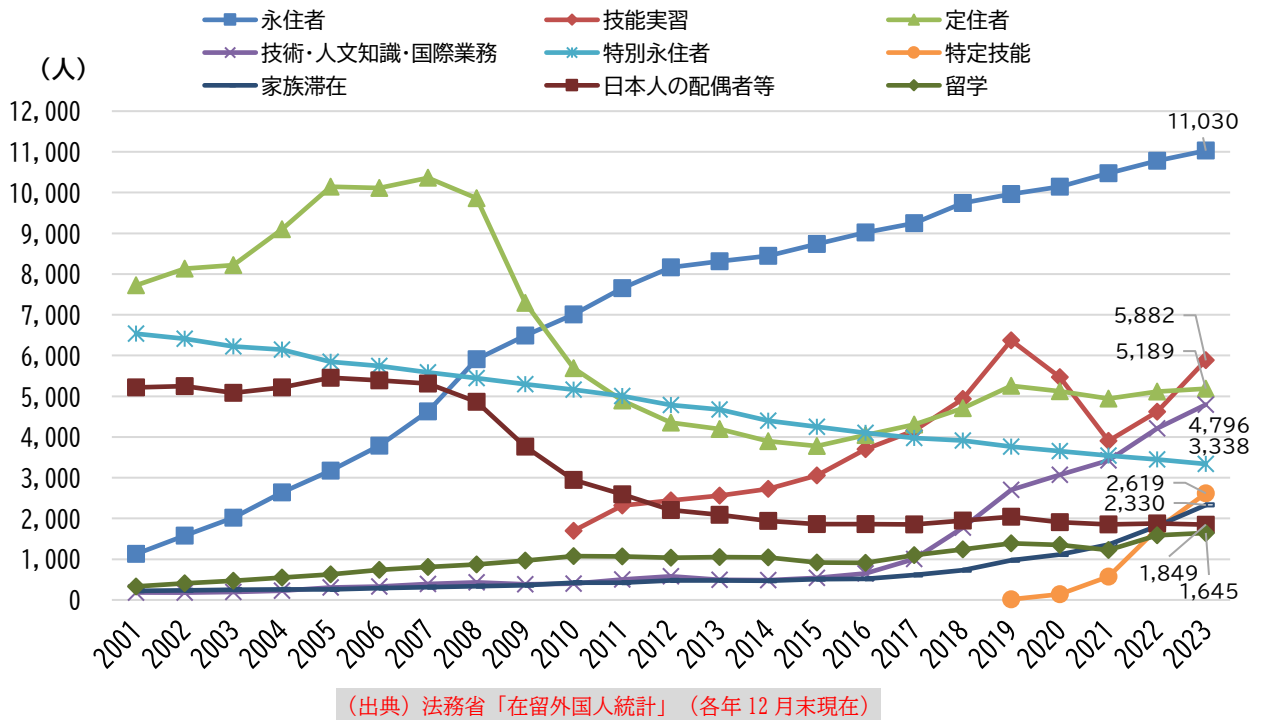
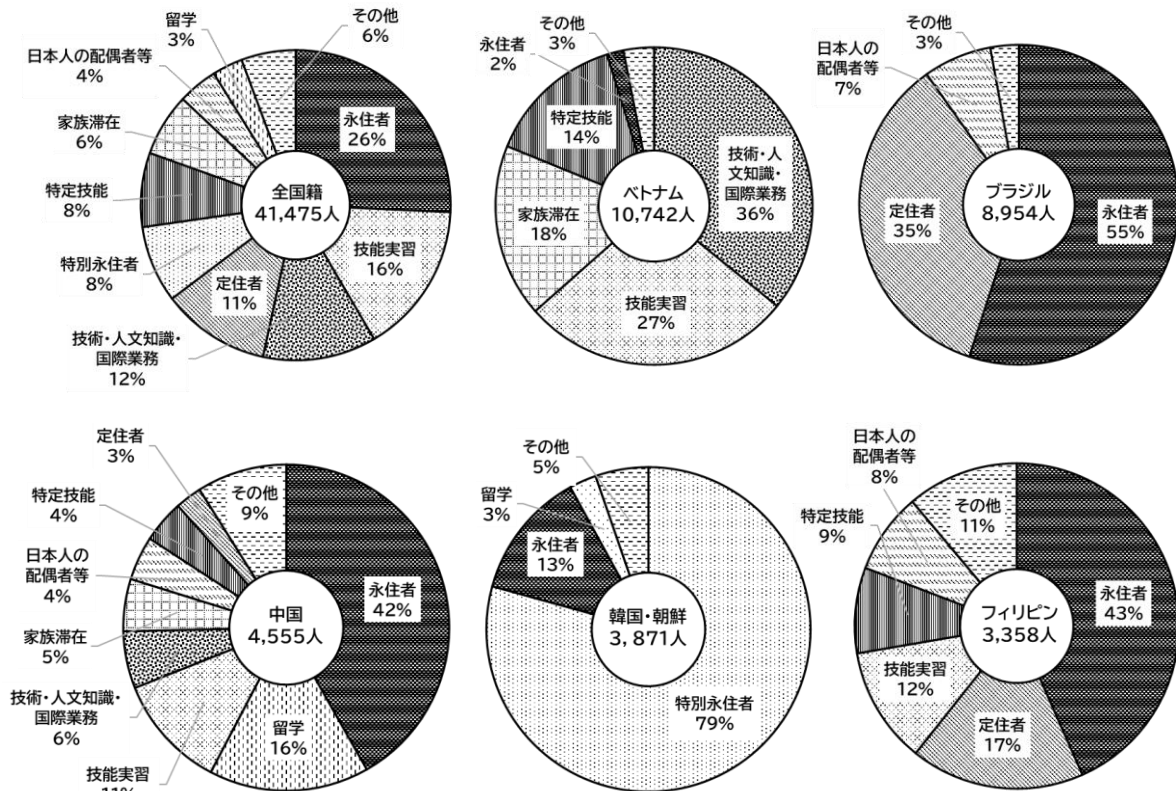


図8 主な国籍別、在留資格別外国人県民数の割合（滋賀県）



1 (3) 外国人労働者等の推移

2 ○ 外国人労働者数は増加傾向にあり、令和6年(2024年)には過去最多となっています。

3 (図9)

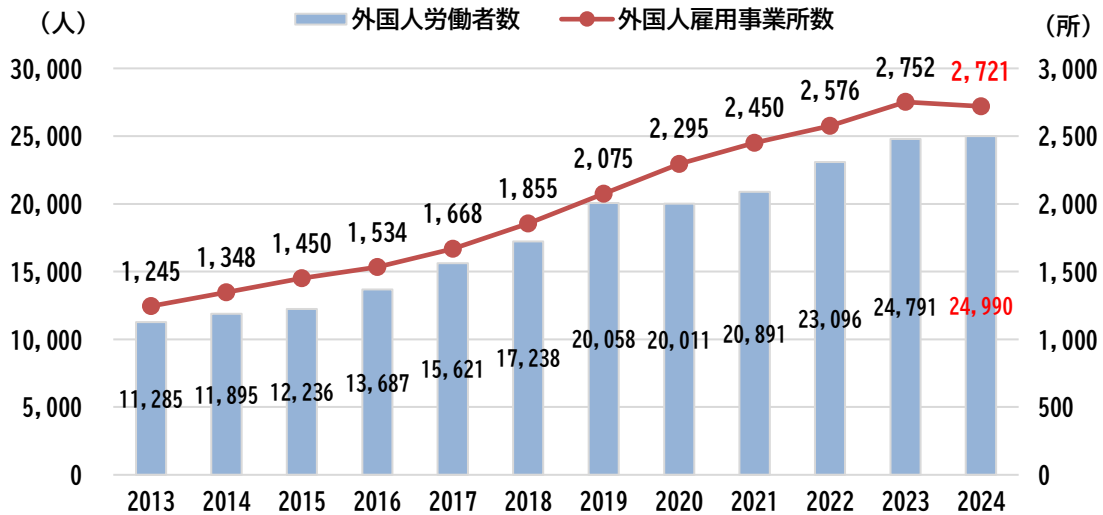
4 ○ 令和3年(2021年)時点で、外国人労働者数は県内全労働者数の約3%を占め、外国
5 人を雇用する事業所は県内事業所の約5%となっています。

6 ○ 本県は全労働者のうち派遣事業で雇用されている割合が他の都道府県と比べて高く、
7 この傾向は県内外国人労働者のうち派遣・請負事業で雇用されている割合でも同様です。
8 令和6年(2024年)時点では37.2%で、特に小規模な事業所の割合が高いです。(表2)

9 ○ 産業別では、事業所に雇用される労働者のうちが約46%を製造業が、約28%をサービ
10 ス業が占めています。(図10)

11 ○ 資格別では、「身分に基づく在留資格」が約42%、「就労が認められる在留資格」が約
12 53%を占めています。(図11)

図9 外国人労働者数および外国人雇用事業所数の推移(滋賀県)



(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況(令和6年10月末現在)

表2 事業所規模別・外国人雇用事業所数および外国人労働者数(滋賀県)

(所、人)

		事業所数	うち派遣・ 請負事業所	[比率]	構成比	外国人労働者数	うち派遣・ 請負事業所	[比率]	構成比
全事業所規模計		2,721	371	[13.6%]	100.0%	24,990	9,300	[37.2%]	100.0%
事業 所 労働者 数	30人未満	1,514	177	[11.7%]	55.6%	7,966	3,199	[40.2%]	31.9%
	30～99人	635	121	[19.1%]	23.3%	6,588	2,814	[42.7%]	26.4%
	100～499人	350	60	[17.1%]	12.9%	8,347	3,098	[37.1%]	33.4%
	500人以上	93	11	[11.8%]	3.4%	1,820	185	[10.2%]	7.3%
	不明	129	2	[1.6%]	4.7%	269	4	[1.5%]	1.1%

(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況(令和6年10月末現在)

図 10 産業分類別外国人労働者数（滋賀県）

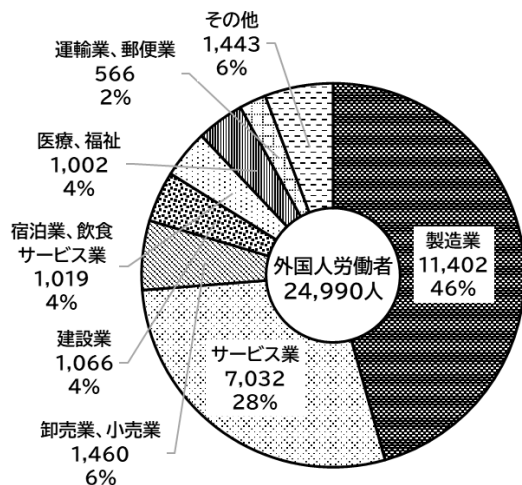
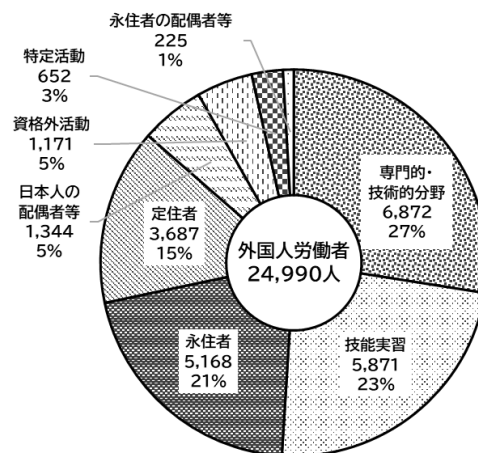


図 11 在留資格別外国人労働者数（滋賀県）

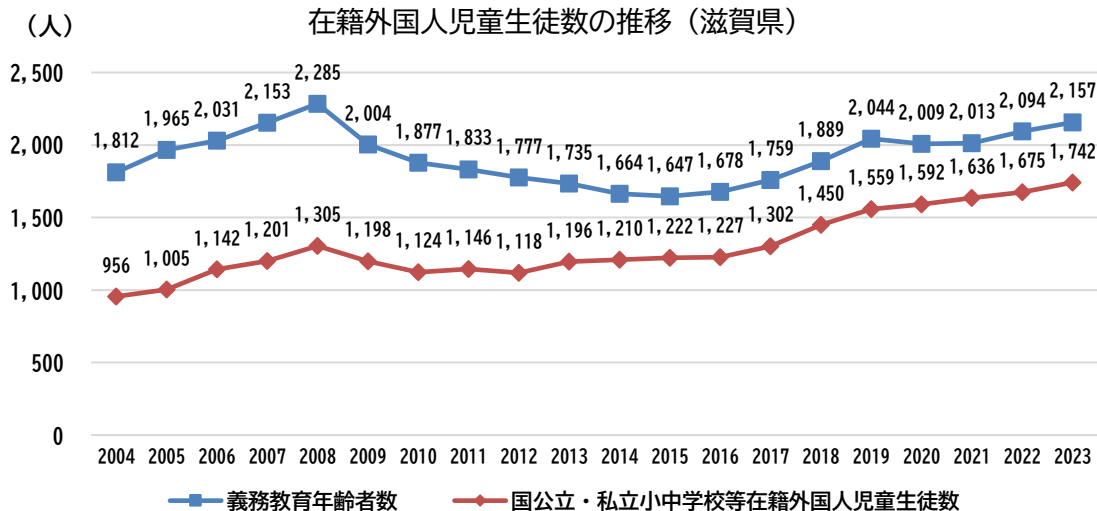


（出典）厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（令和 6 年 10 月末現在）

（４）外国人児童生徒数等の推移

- 県内の国公立・私立小中学校等へ通っている外国人児童生徒数は、平成 25 年（2013 年）から増加傾向が続き、令和 5 年（2023 年）が 1,742 人と過去最多となっています。県内で外国籍の義務教育年齢の子どもが通っている割合は、平成 16 年（2004 年）が約 53%、令和 5 年（2023 年）が約 81%であり、大幅に増加しています。（図 12）
- 公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍含む）は増加傾向で、令和 5 年（2023 年）には 1,767 人となっています。（図 13）
- 日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍含む）を母語¹⁰別にみると、ポルトガル語が約 55%、スペイン語が約 14%で、両言語で約 69%となっています。（図 14）

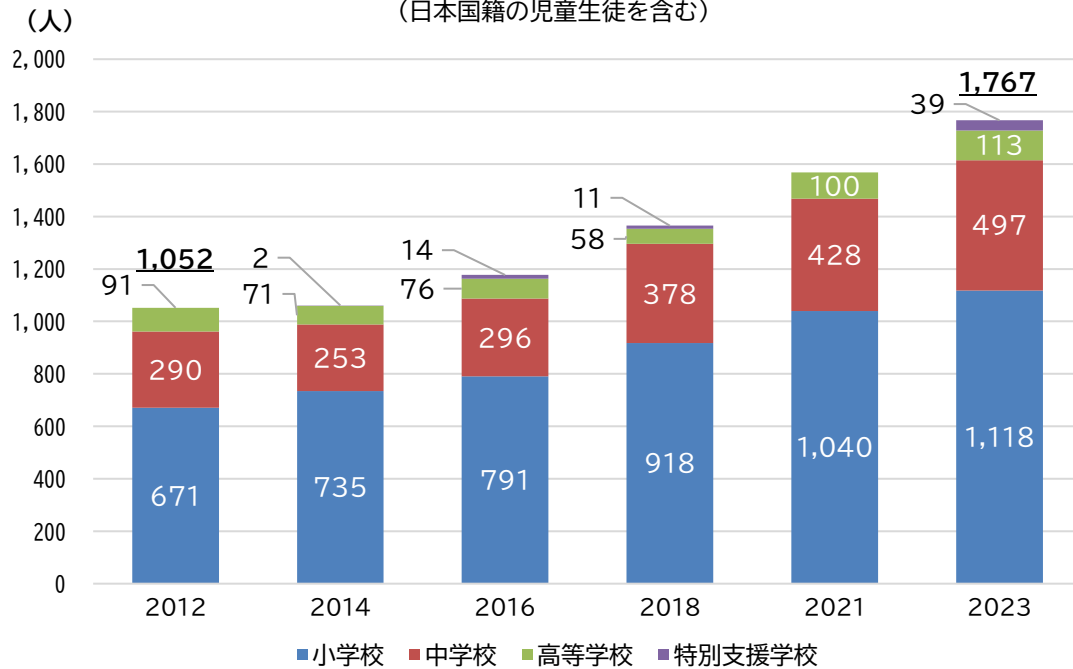
図12 義務教育年齢外国人県民数および国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数の推移（滋賀県）



（出典）義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」（各年 12 月末現在）

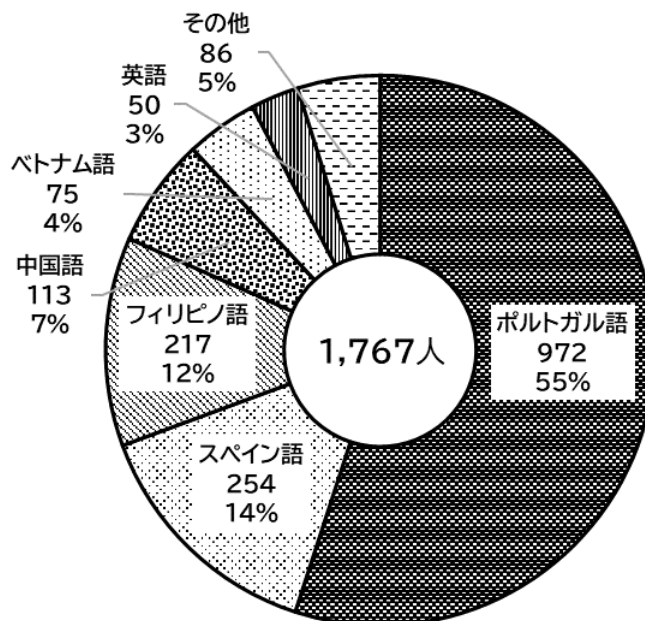
国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」（各年 5 月 1 日現在）

図13 公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数の推移（滋賀県）
（日本国籍の児童生徒を含む）



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」（各年5月1日現在）

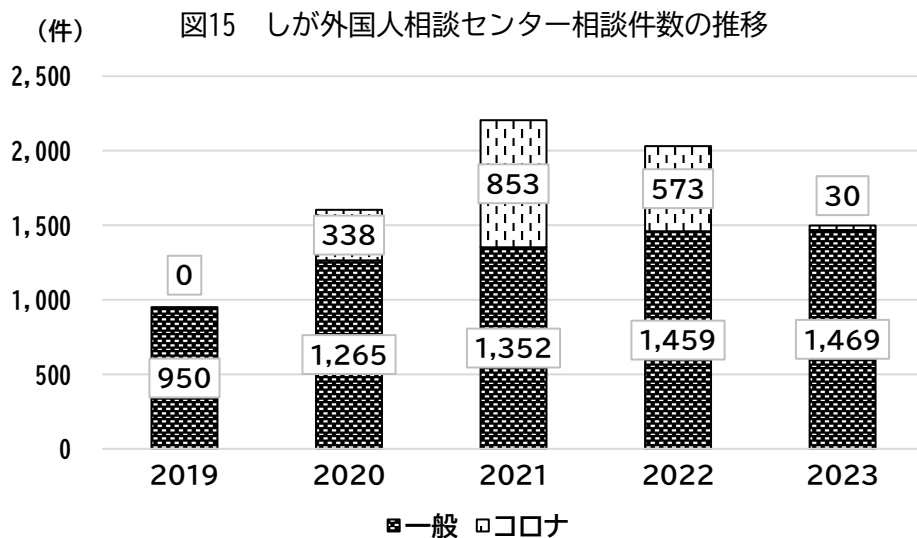
図14 公立学校に在籍している日本語指導が必要な言語別児童生徒数(滋賀県)
（日本国籍の児童生徒を含む）



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」（令和5年5月1日現在）

（５）しが外国人相談センターにおける相談および県内の相談窓口

- （公財）滋賀県国際協会が運営するワンストップ型の相談窓口「しが外国人相談センター」における近年の相談件数は、令和４年（２０２２年）以降新型コロナウイルス感染症関連の相談が減ったことに伴い減少傾向ですが、コロナ関連を除いた一般相談の件数は毎年増加しています。（図１５）
- 外国語通訳・相談員は「しが外国人相談センター」以外にも１５市町で配置されていますが、ベトナム語など近年需要が増加している言語への対応ができる相談窓口は県や一部の市町のみであり、多様化する国籍に対応した多言語対応が必要となっています。



（出典）（公財）滋賀県国際協会（各年３月３１日現在）

（６）地域日本語教室^{１１}

- 地域日本語教室数は令和２年（２０２０年）には１３市１町に３２教室、令和６年（２０２４年）には１３市２町に３４教室となり、地域日本語教室のない自治体数は１つ減りました。地域日本語教室が設置されていない自治体は４町あります。

2 社会経済情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症や自然災害から得られた教訓

令和元年（2019 年）12 月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、短期間のうちに世界規模で拡大しました。感染拡大を防ぐため各国で出入国制限などの取組が進められると、国際的な往来は激減し、日常生活や経済活動は著しく制限されました。

本県においても、日本語を理解することが難しい人への情報伝達や医療、雇用といった様々な分野において課題が浮き彫りとなりました。

また、能登半島地震や南海トラフ大規模地震注意情報の発出においても、情報の伝達が課題となっており、平時から日本語でのコミュニケーションが難しい人への情報伝達や支援を実施するための体制構築を進めることの重要性が高まっています。

(2) デジタル技術の進展と普及

近年、第 4 次産業革命とも呼ばれる AI などの先端的なデジタル技術が急速に発展しています。これらの技術が幅広い分野で活用されることで、働き方やライフスタイルが大きく変わっていくと見込まれており、既に企業の活動や日常生活の中でも普及し始めています。

スマートフォンやタブレット端末などで、AI を活用した文書や音声を翻訳するアプリケーションを活用することができ、一般的なやり取りであれば、多言語で対応することが格段に容易となりました。

今後、ますます技術が発展し、日々の生活の中に組み込まれていくことで、多言語対応がより一般的になると見込まれ、円滑なコミュニケーションを図るために、この技術を有効に活用していくことが求められています。

(3) 法改正などの国の動向

国においては、外国人材^{1 2}の受入れ促進や共生社会の実現に向けた指針を示す「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を平成 30 年（2018 年）12 月に、中長期的な課題や具体的な施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を令和 4 年（2022 年）6 月に閣議決定しており、両計画とも毎年度改定や一部変更が行われています。

日本語教育については、令和元年（2019 年）6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、令和 2 年（2020 年）6 月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。令和 6 年（2024 年）には日本語教育機関認定法が施行され、日本語教師が「登録日本語教員」として国家資格となりました。

在留資格に関しては、令和 6 年（2024 年）に入管法等が改正され、国際貢献を目的とする「技能実習」制度が廃止され、人材の確保と育成を目的とする「育成就労」制度が新設されることになりました。この改正により、家族帯同や無期限滞在が可能な「特定技能 2 号」へ移行する道筋が明確化され、また「特定技能」の対象職種や受入人数も拡充されており、今後は家族と共に長く日本で生活する外国人が増えていくものと見込まれます。

第3章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの主な取組

滋賀県では、令和2年4月に改定した「滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版）」で掲げた基本目標および5つの行動目標のもと、以下の取組を推進してきました。

（1）こころが通じるコミュニケーション支援

＜取組の必要性＞

日本語が母語でない人は、言葉の問題から、往々にして生活に必要な知識や情報を得ることが難しく、必要な行政サービスを受けられない、住民としての義務がわからないという状況に直面します。近年、多言語対応ができる行政窓口も増えていますが、依然十分とは言えません。多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなどの対応が必要です。

滞在の長期化・定住化の進展に伴い、県内に在住する外国人が抱える問題は多岐にわたり、複雑化しています。通訳・相談員は、幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、関係機関と連携した幅広い支援体制が必要となっています。

また、施設や地域のイベントなどの情報を提供することで、余暇を楽しむ生活を送ることができ、地域への親しみが深くなることにも繋がります。

外国人が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、母国の文化や言語も大切にしつつ、日本語の習得に努め、日本の文化や慣習などの理解を深めることが必要です。

多くの県内に在住する外国人が、地域の日本語教室で学んでいます。日本語教室は、日本語学習などの支援を行う場であると同時に、安心できる居場所でもあります。そして、外国人と地域コミュニティをつなぐ役割も果たしています。

日本語教室はボランティアを中心に、市町国際交流協会、市民活動団体などが運営しており、日本語を教える人材の確保や育成、学習者が定着しにくいことなどへの取組も必要です。

① 地域における情報の多言語化

- 外国人向け情報紙「みみタロウ」を（公財）滋賀県国際協会が多言語（10言語：日本語ふりがな付き、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ハングル、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）で発行し、日本語の理解が十分でない人に向けて、母語による生活情報を提供しました。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報を多言語（8言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）に翻訳し、（公財）滋賀県国際協会HP等での情報発信や関係機関への提供を行いました。
- （公財）滋賀県国際協会内に設置している多言語対応ができるワンストップ型外国人相談窓口「しが外国人相談センター」で生活等に関する相談業務を行いました。コロ

ナ禍においては、新型コロナウイルス感染症に関する多言語での一元的相談窓口としての役割を担いました。また、令和4年に相談員を1名増員し、6名体制としました。

② 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ・ 地域日本語教育の推進に向け、令和3年度に「滋賀県地域日本語教育実態調査」を実施し、令和4年4月に「滋賀県生活者としての外国人¹³のための地域日本語教育推進アクションプラン」を策定しました。このプランに基づき、地域日本語教育のモデル事業や日本語学習支援者養成のための講座を実施しました。

(2) 安心して暮らせる生活支援

<取組の必要性>

外国人であること等が理由での賃貸住宅への入居拒否など居住に関する課題があります。外国人は、地域で受けることができる保健・福祉サービス、年金や健康保険などについて、日本語での理解力の不足や母国との制度のちがいから、十分に理解しにくく、サービスを受けられていない等の課題が依然として改善されていません。

子育てについては、母国と違う環境で様々な悩みやストレスを抱えながら、保健サービスや子育て支援などの必要な情報が得られず、制度を利用できていないケースもあります。

医療については、日本語の理解が十分でない人が、外国語で診療を受けられる医療機関は少なく、その情報の周知も限られていて、円滑な受診ができない場合があります。

今後、県内に在住する外国人の滞在期間の長期化・定住化が更に進むと予想され、健康診断などの健康・保健の普及啓発、また、高齢者や障害者などに対する福祉に関する情報提供が必要になると考えられます。

災害時には、言語や文化、慣習等のちがいから、必要な情報の入手や避難生活などにおいて、様々な困難に直面することが予想されます。このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、外国人に対するきめ細やかな避難支援等を行うことが求められます。今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担い手としての視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められています。

言語や法律、習慣などのちがいにより、事故や犯罪の被害者、加害者のどちらにもならないよう、警察による啓発活動に加え、自治体、企業、地域社会が連携した地域安全活動が求められています。

① 安心して暮らせる居住支援

- ・ 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録や居住支援法人による活動の促進などにより、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進しました。

② 安心して利用できる保険・医療・福祉体制の整備

- ・ 滋賀県救急医療情報システム「医療ネット滋賀」により、外国語対応が可能な医療機

1 関についての情報を多言語（英語・中国語・ハングル）で提供しました。

- 2 ・ 外国人患者の受入拠点となる医療機関に対し、医療翻訳に対応したタブレット端末等
3 の配備の支援を行いました。

4 5 ③ 災害時への対応

- 6 ・ 「災害時外国人サポーター養成講座」を開催し、災害発生時に外国人を支援できる体
7 制の充実に努めました。
- 8 ・ （公財）滋賀県国際協会と連携し、滋賀県国際交流員の協力のもと、外国人対応につ
9 いての研修を滋賀県消防学校で実施し、火災や救急現場、予防活動において外国人へ
10 の対応ができる消防職員の養成に努めました。
- 11 ・ （公財）滋賀県国際協会のHP等で多言語による防災に関する情報を発信しました。

12 13 ④ 生活安全における支援の充実

- 14 ・ 外国人学校や公立学校等を訪問し、生活安全に係る注意喚起パンフレットや啓発品を
15 配布するとともに、情報交換や意見交換を行うことで一層の連携を図りました。
- 16 ・ コミュニティFM¹⁴放送を介して、防犯や交通安全などの情報についての多言語での
17 広報（ポルトガル語、ベトナム語、中国語、インドネシア語）を行いました。
- 18 ・ 運転免許に係る各種試験や配布物を多言語化することで、外国人が安全・安心に生活
19 できるよう支援を図りました。

20 運転免許学科試験（英語、スペイン語、ペルシャ語、韓国語、中国語、ポルトガル
21 語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、
22 ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、ウクライナ語、シンハラ語、ウルドゥ
23 ー語、アラビア語およびヒンディー語の計 20 言語）

24 停止処分者講習での運転シミュレーター（英語、ポルトガル語、中国語、韓国語）

25 停止処分者講習考査（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）

26 外国人等の試験合格者や外国免許からの切替え申請者に渡す「交通ルールの手引き」
27 （英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）

28 犯罪被害者を支援するための手引き（英語、ポルトガル語、中国語、韓国語）

29 30 （３）外国人材の活躍支援

31 <取組の必要性>

32 県内企業の深刻な人材不足等を背景に、外国人労働者数は過去最多となりました。

33 しかしながら、職業能力や日本語能力の課題、職場における慣習の相違等に よって、外国
34 人労働者の中には、なかなか職場に定着できずに転職を繰り返す方や失業が長期化する方
35 もいます。また、健康保険等の社会保険の未加入や、受入れ企業での不適切な賃金の支払い
36 など、関係法令が遵守されていない場合もあることから、適正な受入れ環境の整備への取組
37 が必要とされています。地域経済の持続的な成長を支える貴重な人材として長期に活躍で
38 きるよう取組を進めていく必要があります。

本県には多くの大学等が立地し、多数の外国人留学生在籍しています。しかし、(独)日本学生支援機構(JASSO)の調べによると、国内の留学生のうち、6割が日本で就職希望しているものの、実際に就職しているのは4割に満たない状況であり、より多くの外国人留学生在県内で就職し、本県で学び培った能力や技術を発揮して活躍できるようにしていく必要があります。

① 外国人材の受入れと活躍の支援

- ・ 県内事業者および県内外国人向け相談窓口として「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を設置し、雇用に係る各種相談への対応や事業者向けセミナー・留学生向けマッチングイベントの開催を行いました。
- ・ 令和2年(2020年)度に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を開設し、外国人介護人材のマッチング支援や県内事業者を対象としたセミナー開催を実施しました。
- ・ 介護の専門職を目指すEPA¹⁵による入国者や留学生を受け入れる施設等に対し、研修や奨学金、日本語学習などにかかる経費の補助を行いました。
- ・ 技能実習・特定技能の外国人を対象とした研修や定住外国人等を対象とした研修を実施し、介護分野への就労に向けた支援を行いました。
- ・ 令和3年(2021年)度に県・滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学との間で高度人材の受入れ促進に関する三者覚書を締結し、ベトナムでのマッチングイベントや日本での短期就業体験を行いました。
- ・ 日本に定住する意志があり、就職意欲のある定住外国人を対象に、ビジネスマナー・コミュニケーション能力・パソコン入力等の職業訓練(定住外国人向け職業訓練コース)を実施し、就職支援を行いました。
- ・ 留学生や県内企業で働く外国人を対象に日本語・ビジネスマナー講座を開催しました。

(4) 次世代を担う人材の育成

<取組の必要性>

県内の公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数(日本国籍含む)は、増加傾向にありますが、日本語が十分理解できないため、学校になじめないことや学習意欲の低下等につながる場合があります。学校生活において、外国人児童生徒等が、孤立することなく、日本の学校に適応できるよう、きめ細かな受入れ体制が求められています。

日常会話ができて、学年相当の学習に必要な言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じていることもあります。このことは、高等学校等への進学などの進路にも大きく影響していると考えられます。

外国人児童生徒等は、母語と日本語という二つの言語を維持・習得することが望ましいと言われています。母語が発達することにより、思考力が育まれ、第二言語(日本語)の学習の伸びも早く、学習言語の習得につながります。しかし、日本で育った外国人児童生徒等の中には、母語も日本語も十分に理解できないことがあり、自らのアイデンティティ¹⁶の確立や自尊感情の育成あるいは家族との意思疎通などに課題を抱えている子どももいます。

すべての児童生徒に対し、多様な文化に対する理解を深め、共に協調して生きていく多文化共生の理念を理解し、**人権感覚を育む**取組を進めていく必要があります。

① 教育環境の整備

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒**に**対応するための加配教員の配置や非常勤講師の派遣、外国につながりをもつ子どもが多数入所している保育所などによる保育士加配等に対する補助を行いました。
- ・ 外国人児童生徒等を対象に、市町による**日本語**初期指導教室の実施などへの補助や県による学習指導員や母語支援員の派遣を行いました。
- ・ 県立高等学校等に在籍する外国人生徒を対象とした母語支援員の派遣を行いました。
- ・ (公財) 滋賀県国際協会による進路ガイダンスや国際教育推進のための出前講座を実施しました。
- ・ 県内公立学校園教職員に向け、(公財) 滋賀県国際協会が主催する「国際教育教材体験フェア」や県内大学と連携した「外国にルーツをもつ児童生徒への教科学習支援」についての研修を行いました。
- ・ **日本語指導加配教員や市町教育委員会および高等学校の帰国・外国人児童生徒教育担当者等を対象にした研修を年2回行いました。**
- ・ コロナ禍には、(公財) 滋賀県国際協会と連携し、外国人学校へマスクや食料品の配布を行いました。

(5) 活力ある多文化共生の地域づくり

<取組の必要性>

県内には、戦前から定住している朝鮮半島出身の人々に加え、平成元年（1989 年）の入管法改正を契機に**主に南米の国々から来日した日系人や平成 26 年（2014 年）以降に増加した就労を目的に来日した東南アジア地域出身者、その他留学や国際結婚など様々な目的で世界各国から来日した多くの外国人が暮らして**います。様々な母語、文化や宗教、民族、歴史的背景等をもつ県民が生活しており、お互いを理解し、尊重し合うことが求められています。

一方で、地域や職場などで日本人と外国人が接する機会は増え**ましたが**、言語や文化、習慣等の**ちが**いやコミュニケーション不足などから、交流が**十分に**進んでいるとは言えません。外国人も、日本語によるコミュニケーションが難しく、地域の**情報を取得しにくい**ことなどから、地域住民との交流や地域社会への参加ができず、孤立していることもあります。**これらの課題を解決するためには、同じ地域で暮らす県民として、お互いの顔が見える関係をつくれるような交流の場が必要です。この取組により、地域社会の活性化や防災協力の基盤づくり、多文化共生の促進が期待されます。**

① 地域社会に対する意識啓発

- ・ 多文化共生に関する最新の課題や先進事例等を学んで理解を深めるとともに、地域で

活動するためのノウハウなどを習得するための講座を開催しました。

- ・ 人権に係る広報において、多文化共生について周知を行いました。
- ・ 県や市町の多文化共生担当職員を対象としたワーキンググループを設置し、情報共有や課題の検討などを行いました。

② 多様性を生かした活力ある地域づくり

- ・ 外国人向け情報紙「みみタロウ」を（公財）滋賀県国際協会が多言語で発行し、日本語の理解が十分でない人に向けて、母語による生活情報を提供しました。（再掲）
- ・ （公財）滋賀県国際協会と連携して、多言語対応可能な留学生などで構成される「みみタロウキャラバン隊」を市役所や商業施設等へ派遣し、コロナ禍で不安を抱える外国人を対象に出張相談や情報提供を行いました。

1 (6) 指標の達成状況

指標	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	目標値
1 ころが通じるコミュニケーション支援							
滋賀県国際協会HPページユーザー数（外国語）（件）	4,199	14,024	22,579	28,894	33,326	23,054	10,000
日本語教育の推進に係る計画策定	未策定	未策定	未策定	策定済	策定済	策定済	策定済
2 安心して暮らせる生活支援							
セーフティネット住宅の登録件数（件）	200	200	206	10,185	11,405	12,155	857
外国人患者受入拠点の医療機関数（機関）	0	13	13	13	13	13	14
災害時外国人サポーター登録人数（人）	111	113	123	128	132	137	140
外国人学校・警察ネットワーク会議開催数（回）	11	12	12	12	12	12	17
3 外国人材の活躍支援							
滋賀県外国人材受入サポートセンター支援件数（件）	-	669	584	1,359	589	581	500
定住外国人向け職業訓練コース修了者等の就職率（％）	81	79	52	83	70	60	81
4 次世代を担う人材の育成							
国際理解出前講座実施回数（回）	35	36	20	55	59	69	50
不就学外国人児童生徒数（人）	0	0	0	0	0	0	0
日本語指導が必要な外国人児童生徒で、学校において特別な配慮に基づく指導等を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合（％）	67	70	62	80	62	67	100
5 活力ある多文化共生の地域づくり							
外国人県民と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合（％）	64	64	68	62	72	64	80
外国人県民が地域社会に参画していると思う割合（％）	-	-	21	22	19	15	50

2 今後の課題

今般の在留資格制度に関する法改正もあり、県内に在住する外国人は今後も増加するものと見込まれ、人口減少の流れの中で県内人口における外国人の人口比率は高まっています。国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民が、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるという意識を持つことがますます必要となっており、今はまさにその転換点にあると言えます。今後、多文化共生社会を実現するためには、特に以下に示す3つの課題に取り組む必要があります。

(1) 多文化共生に関する県民意識の高揚

本県でも既に人口減少局面に入り、今後緩やかに進んでいくと予測されていますが（P3. 図1）、近年、外国人は増加する傾向が続いています。（P4. 図3）人口減少とともに更なる高齢化が進んでいる中、外国人は若い世代が非常に多いことも特徴です。（P5. 図6）

今後は、日本人も外国人も同じ地域社会で共に生き、共に支え合うという意識を持つことが、より重要となっていきますが、多文化共生の意識や地域づくりに関する指標（「外国人県民と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合」「外国人県民が地域社会に参画していると思う割合」）は十分とはいえず、県民意識の高揚を図る取組を進めることが急務と言えます。

そのためには、外国人が日本社会やその習慣への理解を深める機会を増やしていくことと併せ、日本人に対する働きかけも必要です。

具体的には、交流できる場を増やすことや、共に地域で活動する機会を増やす、多文化共生について学べる機会を増やすなどの取組を推進していくことが必要です。

(2) コミュニケーション支援の強化

今後、本県においては、就労目的の方やその帯同家族を中心に、定住する外国人が更に増加していくことが見込まれます。

滞在の長期化に伴い、住まいや医療、教育、災害支援を含めた地域活動など、日々の暮らしの様々な場面で日常的に日本人と外国人とが接する場面が増えていくことから、双方ともに円滑なコミュニケーションができるようにすることが必要になります。

そのためには、絵文字で示すピクトグラムなどの視覚的コミュニケーション手段の活用や急速に発展しているデジタル技術の活用が有効です。自動翻訳のアプリケーションの活用やタブレット端末等を用いた通訳機器の利用は、誰もが利用しやすい状況になりつつあり、更なる普及を推進することが必要です。

多言語対応が難しい場面において、「やさしい日本語」を用いればコミュニケーションできることも多く、相手に合わせた分かりやすい表現や相手の気持ちを思いやった丁寧なやり取りをすることの必要性や効果を広めていくことも重要です。

日本語教育を受けられる機会や場所を増やしていくことも大切で、そのためには日本語を教える人材の確保や育成が必要です。

1 (3) 様々なライフステージへの対応

2 定住する外国人が増加し、その期間が長くなるにつれ、県内に在住する外国人の年齢構成
3 は幅広くなってきており、様々なライフステージに応じた切れ目のない対応が必要となっ
4 ていきます。

5 乳児期においては、出産前後の母子やその家庭への支援、幼児期においては保育や幼児教
6 育の体制の整備が必要となります。学生においては、学校で子どもを受入れる体制を整える
7 ことや、その保護者への支援も必要であり、進路選択における情報提供も重要となります。
8 就労の場面においては、すべての人が働きやすい労働環境づくりを推進していくことが必要
9 であり、高齢になれば老後の生活や介護への対応が必要となります。また、課題が多様化・
10 複雑化していく中で、相談体制をより充実させていくことは、ますます重要となります。

11 特定の年代や場面だけを想定した支援や対応を超えて、一人ひとりの人生全体を思い描
12 き、方策を進めていく重要性が高まっており、その実現のためには幅広く分野を横断した推
13 進体制を構築し、維持していくことが求められています。

第4章 めざす多文化共生社会の姿と行動目標

1 基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

(1) 基本目標

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などのちがいににかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。

(2) 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

県民一人ひとりが、国籍や民族などのちがいににかかわらず、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、様々な活動に共に参加し、協力することにより、多様性を生かした新たな価値を創出し、地域の社会や経済がより一層活性化し、発展していく社会。

○国籍や民族などのちがいににかかわらず、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であると意識している。

国籍や民族などが自分とはちがっていたとしても、同じ地域の中で共に生き、支えあう関係であるという意識を持つことが、多文化共生社会を作っていく始まりになる。

○誰にとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。

外国人に情報を伝えるために大事なことは、その情報を分かりやすくすること。そして、外国人が分かりやすい情報は、すべての人にとっても分かりやすい。

○デジタル技術を活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションを図っている。

言語が異なる相手でも、「やさしい日本語」で会話したり、アプリケーションで翻訳したり、タブレットを通じた通訳サービスを介したり、様々な方法でやり取りする。

○外国人が安心して暮らし働けることで、誰もが住みよい社会となっている。

外国人が安心して暮らせる社会づくりを目指す取組は、すべての人にとって安心できる社会づくりにもつながっている。

○誰もが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。

子どもも大人も、すべての人が学べる環境を整え、誰もが自分の未来のために進むことができるようにする。それは、すべての人が共に生きられる未来へとつながる。

2 行動目標と推進イメージ

(1) 5つの行動目標と10の施策の方向性

基本目標や滋賀県がめざす多文化共生社会の姿を実現するために、すべての人が取り組む、次の5つの行動目標を柱として、10の施策の方向性により本県における多文化共生推進の施策を展開します。

行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。

(1) 多文化共生意識の高揚

(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり

行動目標2 こころが通じるコミュニケーションの促進

すべての県民が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるように取り組みます。

(1) 地域における情報の多言語化

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

行動目標3 安心して暮らせる生活環境の整備

すべての県民が、生活サービスを安心して利用でき、安全に暮らすことができる環境を整備します。

(1) 安心して暮らせる居住支援

(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

(3) 災害時への対応

(4) 生活安全における支援の充実

行動目標4 働く場での活躍

地域経済や社会を支える貴重な担い手として、就労を目的として来県する外国人を円滑かつ適正に受入れるとともに、すべての県民が働く場で活躍できるよう支援します。

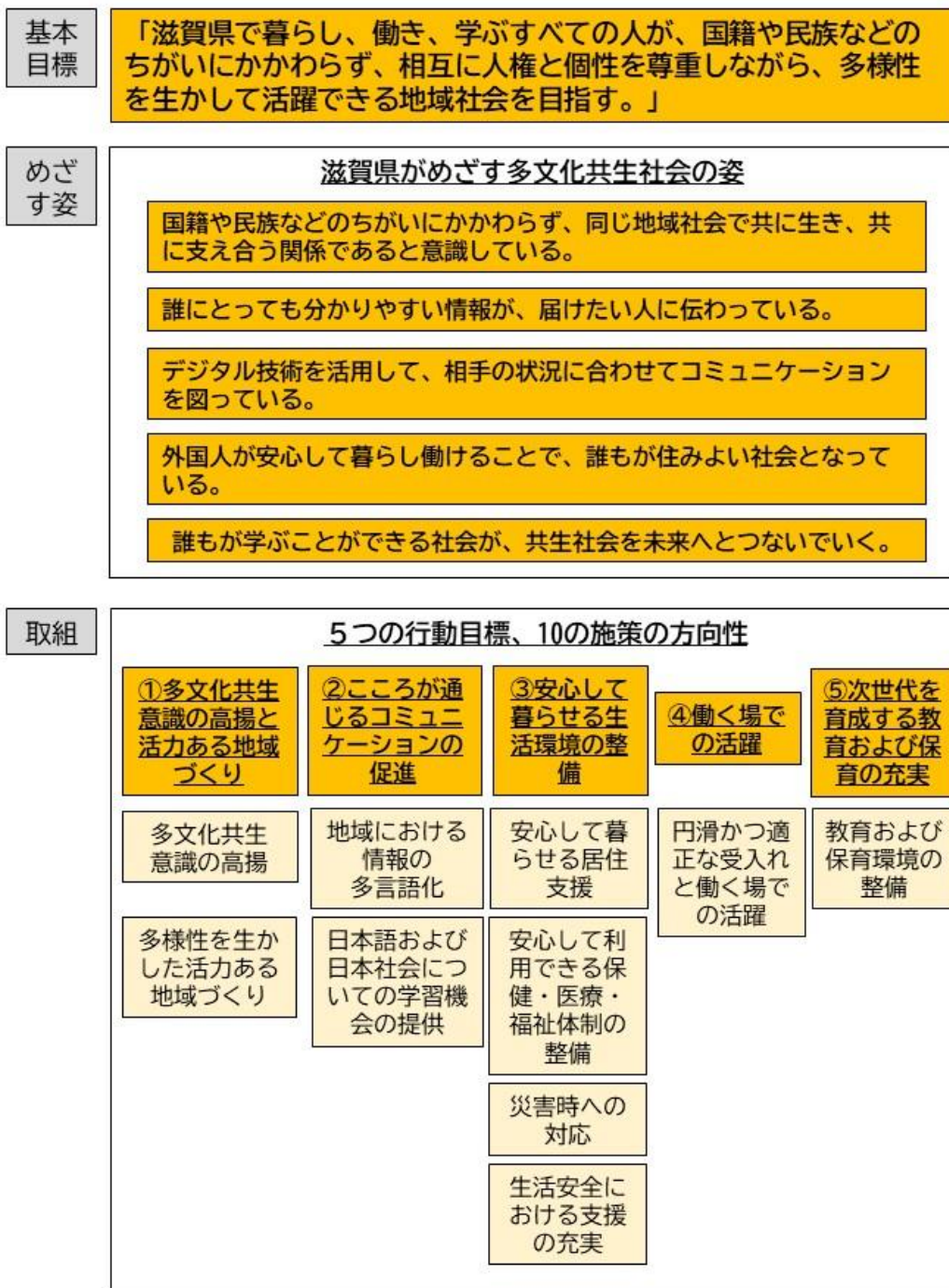
(1) 円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍

行動目標5 次世代を育成する教育および保育の充実

国籍や民族などのちがいかかわらず誰もが等しく教育および保育を受けられる環境を整備し、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。

(1) 教育および保育環境の整備

1 (2) 推進イメージ



2

3

第5章 施策の展開

行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。



(1) 多文化共生意識の高揚

- 多文化共生意識を高めるために特に必要とされる、人と人との交流を促進するため、交流の場づくりや共通体験の場の設定に取り組みます。
- 幼少期から青年期における国際交流を通じて、多文化共生意識の素地を身につけられるよう、学校等へのアウトリーチ事業を推進します。
- 国籍や民族などにかかわらず、人権を尊重しあい、安心して安全に共に暮らしていける多文化共生の社会を実現できるよう、「滋賀県人権施策推進計画（第2次改定版）」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）も踏まえながら、人権啓発を推進します。
- 相互理解を促進し、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた取組を行います。
- 地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化、世界の情勢などの学習機会等を通じ、県民の国際感覚の育成を推進します。

◆施策・取組◆

① 交流の場づくり

○ 交流の場づくり

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、様々な主体が連携し、国籍、文化、宗教などにかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、また、地域社会とつながる場づくりを推進します。

② 幼少期から青年期における多文化共生意識の素地づくり

○ 幼少期から青年期における多文化共生意識の素地づくり

（公財）滋賀県国際協会と連携し、国際交流等や滋賀県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、多文化共生意識を育むことを推進します。

③ 多文化共生の意識づくり
○ 多文化共生の意識づくり （公財）滋賀県国際協会と連携し、セミナーや研修会、出前講座等を開催し、多文化共生の意識づくりに向けた取組を行うとともに、主体的に活動する県民を育成します。 ○ 多文化共生推進月間 多文化共生推進月間を設定し、多文化共生に関する理解の促進や交流の場づくりに向けた取組を行います。 ○ 多文化共生推進についての周知広報 県が有する広報媒体を中心として、多文化共生の推進に関する周知広報を行います。 特に、本プランについて「やさしい日本語」を含む多言語で、周知を図ります。 ○ 人権意識の高揚 多文化共生を推進するため、「滋賀県人権施策推進計画（第2次改定版）」に基づき、人権教育・啓発の充実に努めます。 ○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくり 市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などへの多文化共生の意識づくりの推進に努めます。 ○ 地域住民に対する災害時の外国人支援についての意識づくり 災害時に地域において、外国人も含めたすべての県民が孤立することなく、円滑に避難生活が送れるよう、平時から顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する意識づくりに努めます。 ○ 外国人を雇用する企業の社員に向けたコミュニケーション支援 外国人を雇用する県内企業の日本人社員を対象に、国によって文化・慣習が違うことなどを理解する研修を実施し、職場のコミュニケーションの円滑化を支援します。 ○ 多文化共生社会に対応する国際教育の研修 教員研修において、（公財）滋賀県国際協会等と連携し、多文化共生社会に対応する国際教育に関する研修の充実に図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度の活用などにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。

1

④ 多文化共生意識をもった行政職員の育成
○ 多文化共生意識をもった行政職員の育成 市町との間で連絡会議などを開催し、多文化共生に関する意見交換や様々な分野での情報交換を行うなど、市町との情報の共有や連携の構築を図るとともに、行政職員の多文化共生意識の向上に努めます。

2

(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり



- 市町や自治会などが、外国人も含めたすべての県民に自治会や地域活動への参加を積極的に働きかけることを推進します。
- 県内で留学している人や働いている人ならびにその家族など様々な立場の人が孤立しないよう、地域で開催されるイベントや日本語教室などへの参加の促進を通じ、交流の場づくりを推進します。
- 日本語が十分理解できない人にも、地域の活動やイベントへの参加を促すため、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなど、情報が伝わりやすい表現の活用を推進します。
- 県内に在住する外国人から自国の言葉や文化を学べる機会を増やすなど、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などを生かして、県内に在住する外国人の社会参画を促進し、地域の活性化や国際化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- すべての県民がそれぞれの能力を発揮し、いきいきと働くことができる、全員参加型の社会づくりを推進します。

◆施策・取組◆

① 社会活動への参加促進

○ 社会活動への参加促進のための情報提供

社会活動への参加を促すため、様々な主体と連携して、多言語や「やさしい日本語」などでの情報提供を推進します。

○ 外国の文化や言語を生かした社会参画の推進

県内に在住する外国人や市町、国際交流協会等と連携し、文化や習慣、言語を学ぶことや体験する機会を増やすよう努め、県民の異文化理解¹⁷力や国際感覚の育成を図るとともに、県内に在住する外国人の社会参画を推進します。

○ 県内に在住する外国人や関係者から意見を聞く仕組みづくりの検討

県内に在住する外国人のニーズを把握するために、オンラインでのアンケートやタウンミーティングの開催といった意見を聞く仕組みづくりを検討します。

○ 交流の場づくり *再掲

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、様々な主体が連携し、国籍、文化、宗教にかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、地域社会とつながる場づくりを推進します。

○ 多文化共生推進月間 *再掲

多文化共生推進月間を設定し、多文化共生に関する理解の促進や交流の場づくりに向けた取組を行います。

② 地域で活躍する外国人の情報発信
○ 地域で活躍する外国人の情報発信 積極的にボランティア活動に取り組む外国人や地域で活躍する外国人芸術家、企業家、グループなどの情報発信を行います。

1

③ 多様性を生かした地域づくり
○ 多様な人材の活躍（ダイバーシティ ¹⁸ ）の推進 国籍や民族のちがいににかかわらず、多様な人材が能力を発揮し、いきいきと働くことができるように、先進的な企業の取組を紹介するなど、情報発信に努めます。
○ 県内に在住する外国人との協働による滋賀の魅力発信 県内に在住する外国人と協働し、SNS等を活用した滋賀の魅力発信を行います。

2

④ 多文化共生の担い手の確保・育成
○ 異文化理解力や国際感覚の育成 （公財）滋賀県国際協会と連携し、国際交流等や、県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。
○ 相談や通訳にかかる専門家の養成 市町などで多言語での相談や通訳を担当する職員を対象に研修会を開催するなど、多文化共生に係る人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。
○ 日本語学習支援者の確保・育成 市町や国際交流協会等と連携し、日本語学習支援者の確保・育成のための取組を実施します。また、国等による日本語教育人材育成の研修等に関する情報提供を行います。
○ 広域的な活動を推進する仕組みづくりの検討 日本語学習支援者などの多文化共生の担い手による広域的な活動を推進する仕組みづくりを検討します。
○ 多文化共生社会に対応する国際教育の研修 *再掲 教員研修において、（公財）滋賀県国際協会等と連携し、多文化共生社会に対応する国際教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度の活用などにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。

3

⑤ 行政の「国際化」
○ すべての県民にとって利用しやすい行政 すべての県民にとって利用しやすい行政を目指し、案内表示の多言語化や窓口での「やさしい日本語」等を活用した対応、分かりやすい文書作成等に努めます。
○ 県職員を対象とした外国語や「やさしい日本語」講座の実施 県職員を対象にJCMU（ミシガン州立大学連合日本センター）や県国際交流員等による講座を開き、外国の言語や文化、「やさしい日本語」を学び、応対力を向上します。

行動目標2 ころが通じるコミュニケーションの促進

すべての県民が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう取り組みます。



(1) 地域における情報の多言語化

- 生活に必要な情報を、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記で提供することを推進します。
- 外国語による対応ができるよう、通訳・相談員の配置を進めるとともに、多様化・専門化する相談に対応できるよう研修を行い、資質の向上に努めます。
- 多様なメディアを活用するなど、様々な主体と連携し、効果的な情報提供に努めます。

◆施策・取組◆

① 多言語による行政・生活・教育情報の提供

○ 多言語による行政・生活情報の提供

県は、各課等において外国語や「やさしい日本語」での情報提供に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページやSNSを通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディアを活用し、効果的な情報提供に努めます。

○ 分かりやすい案内表示の普及

公共施設などにおける外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなど県内に在住する外国人や外国からの観光客にも分かりやすい多様な案内表示の普及に努めます。

○ 外国人児童生徒等への母語支援員の派遣、オンライン通訳の設置

外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な支援員を必要に応じて派遣したり、面談等の際にオンラインによる通訳者を配置したりするなどして、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。

○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

② 多言語に対応した相談窓口の設置

○ 多言語に対応した相談窓口の設置

法務省所管の外国人受入環境整備交付金を活用し、外国語が話せる相談員や通訳を配置した相談窓口を設置します。

○ 相談や通訳にかかる専門家の養成 *再掲

市町などで多言語での相談や通訳を担当する職員を対象に研修会を開催するなど、多文化共生に係る人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

③ 理解しやすい情報（「やさしい日本語」など）の提供
○ 「やさしい日本語」等の普及 「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、理解しやすい日本語の表現について、市町とも連携し、行政職員や関係者等に対する普及を進めます。

④ 様々な主体との連携による情報提供
○ 様々な主体との連携による情報提供 行政や国際交流協会、市民活動団体などと連携し、多様な発信方法で、県内に在住する外国人への情報提供の充実に努めます。



（２）日本語および日本社会についての学習機会の提供

- 身近な場所で日本語や日本社会などについて学べるよう、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業などが連携して、学習機会の提供に努めます。
- 県や市町は、地域の日本語教室への情報提供や、日本語教室との連携強化を進めます。
- 日本語や日本社会についての学習を必要とする県民への支援を進めます。
- 県、市町、国際交流協会、企業などとの連携の下、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進します。

◆施策・取組◆

① 日本語や日本社会についての学習機会の提供
○ 日本語学習機会の提供 市町や国際交流協会、市民活動団体などと連携しながら、学習者のニーズに応じた日本語学習機会の提供に努めます。
○ 日本語や日本社会についての学習に関する情報提供 日本語や日本社会について学べるよう、多言語情報紙や（公財）滋賀県国際協会ホームページ等を通じ、日本語教室の開催情報等の情報を提供します。
○ 留学生や県内で働く外国人に向けた日本語習得や職場慣習理解の促進 留学生や県内企業で働く外国人を対象に、日本語やビジネスマナーの講座を開催し、就労場面で用いる日本語の習得や日本の職場慣習の理解を促進します。
○ 介護を学ぶ留学生への日本語学習支援 介護福祉士養成施設等が実施する留学生への日本語学習支援等への支援を行います。

② 日本語教育人材の育成

○ 日本語学習支援者の確保・育成 *再掲

市町や国際交流協会等と連携し、日本語学習支援者の確保・育成のための取組を実施します。また、国等が開催する日本語教育人材育成のための各種研修等に関する情報提供を行います。

1

③ 日本語教室への支援

○ 日本語教室への情報提供

(公財) 滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例などの情報提供に努め、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。

○ 日本語教室と関係機関との連携

市町や関係機関と連携し、地域の日本語教室への情報提供や、日本語教室を通じたニーズの収集を進めます。

○ 市町が実施する日本語教室運営に対する支援

自治振興交付金により、日本語学習および教材整備に係る経費を補助します。

2

④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

○ 滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議の実施

市町、国際交流協会、企業等とともに、地域の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行います。

○ 地域日本語教育を推進する事業の実施

地域日本語教育に関するコーディネーターのもとで、地域の日本語教室への助言や日本語学習支援者の確保・育成のための取組等を実施します。

○ 地域日本語教育の推進に係る計画の改定

市町や国際交流協会などの関係者と連携しながら、地域日本語教育の推進に係る計画の改定を行います。

3

行動目標3 安心して暮らせる生活環境の整備

すべての県民が、生活サービスを安心して利用でき、安全に暮らすことができる環境を整備します。

(1) 安心して暮らせる居住支援



- すべての県民の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

◆施策・取組◆

① 安心して暮らせる居住支援

- セーフティネット住宅¹⁹の普及や登録促進

外国人等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅（セーフティネット住宅）の普及や登録促進を行います。

- 居住支援法人による活動の促進

賃貸住宅への入居に係る相談や見守り等の支援を行う居住支援法人について、市町との連携強化や県民への情報提供により活動を促進します。

- 宅地建物取引業団体および業者への啓発

県内の宅地建物取引業団体および業者に向け、外国人も含めすべての県民が円滑に賃貸住宅に入居できるよう、啓発を行います。

(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備



- すべての県民が安心して生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉など社会保障に関する情報を、多言語や「やさしい日本語」で提供することに努めます。
- 外国人も含め誰もが地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。
- 外国語で対応できる医療機関や福祉施設を増やす取組を推進し、その機関の情報提供を進めます。

1 ◆施策・取組◆

① 多言語などでの社会保障等の情報提供

○ 相談窓口等での情報提供

外国人相談窓口を通じ、社会保障等に関する情報提供や相談に応じます。また、国や市町、関係機関と連携し、多言語や「やさしい日本語」で**の**情報提供に努めます。

2

② 多言語での受入体制の整備

○ 医療機関における多言語対応

外国人患者を受入れる拠点的な医療機関をすべての医療圏域から選出し、拠点的な医療機関に対し、情報提供等による支援を行います。

○ 母語で介護を行う取組の推進

母語による介護サービスを受けられる取組を推進します。

3

③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

○ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

県内に在住する外国人や外国からの観光客にとって利用しやすい外国語で対応が可能な県内の病院などについて、「医療情報ネット」や（公財）滋賀県国際協会のホームページを通じて情報提供します。

4

④ 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携

○ 保健・医療・福祉関係の相談窓口との連携

外国人相談窓口と保健・医療・福祉関係の専門の相談窓口と**の**連携を促進するとともに、感染症等の相談窓口やDV²⁰・子ども相談窓口では、必要に応じ、通訳を雇用するなどし、外国人の相談に多言語で対応できるよう体制の整備に努めます。

○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくり *再掲

市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員など**への**多文化共生の意識づくりの推進に努めます。

5

(3) 災害時への対応



- 災害時など緊急事態において県内に在住する外国人や外国からの観光客へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画内に対策を定めるとともに、計画に基づく支援や対策を行います。
- 平時から県内に在住する外国人に対して、「自助」に加え「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、市町や自治会などとも連携し、地域における防災訓練への参加を促進します。
- 市町や自治会、関係機関等と連携し、災害時外国人支援ツールなどを活用した防災訓練を実施し、災害時の外国人支援についての体験や学びの機会を提供します。
- 災害時には（公財）滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や相談対応に努めます。また、ボランティアや関係機関と協力しながら、被災地の外国人への支援を行います。
- 平時から（公財）滋賀県国際協会などの関係機関とのネットワークを構築し、災害時の支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

◆施策・取組◆

① 防災知識等の普及啓発

○ 防災情報発信の推進

市町や関係団体などと連携し、県内に在住する外国人や外国からの観光客に向けて多言語による防災情報の提供や災害時情報提供アプリ「Safety tips」を周知するなど、平時から防災に関する基本的な情報の発信を推進します。

○ 地域住民に対する災害時の外国人支援についての意識づくり *再掲

災害時に地域において、外国人も含めたすべての県民が孤立することなく、円滑に避難生活が送れるよう、平時から顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する意識づくりに努めます。

○ 分かりやすい案内表示の普及 *再掲

公共施設などにおける外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなど県内に在住する外国人や外国からの観光客にも分かりやすい多様な案内表示の普及に努めます。

○ 「やさしい日本語」等の普及 *再掲

「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、理解しやすい日本語の表現について、市町とも連携し、行政職員や関係者等に対する普及を進めます。

1	② 防災訓練の活用 ○ 県内に在住する外国人への参加促進 県内に在住する外国人のコミュニティや外国人が多く就業する企業に対し、市町や自治会、防災関係機関などと連携して、防災訓練への参加を働きかけ、防災意識を高め、災害に対する不安を解消することに努めます。 ○ 地域の防災訓練での体験機会の提供 県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、県内で実施する防災訓練に参加し、災害時外国人支援についての体験や学びの機会を提供します。
2	③ 災害時外国人支援のための人材養成 ○ 災害時外国人サポーター（ボランティア）養成講座の開催 県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、平時より防災活動に参加し、災害発生時には外国人を支援するボランティアの養成を行い、災害時支援体制の充実に努めます。 ○ 地域や学校、消防学校での研修の実施 県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、滋賀県国際交流員の協力のもと、地域や学校での外国人被災者についての体験型学習や、消防学校での研修を実施します。
3	④ 災害時における中核的な支援拠点の設置 ○ 県や（公財）滋賀県国際協会の取組 災害時には、県は「災害時における外国人県民等支援に関する協定」に基づき、（公財）滋賀県国際協会と相互に協力して、多言語での情報提供や相談対応、市町や関係機関、災害時外国人サポーター等と連携した支援を行います。また、災害時に円滑な支援ができるよう、平時から協定に基づく役割分担の確認などを行います。 ○ 市町や市町国際協会への支援や連携 市町や市町国際交流協会が、多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」等の支援拠点の開設などを支援します。市町と連携して、外国人の被災状況の把握に努めます。
4	⑤ 広域的な災害支援体制の構築 ○ 県内外の災害支援体制の構築 大規模災害が発生すると、被災地以外の地域からの多数の支援が必要となることなどから、県内市町や（公財）滋賀県国際協会等と連携するとともに、近畿の地域国際化協会等、県外の関係機関等との災害時外国人支援に係る広域的な支援/受援体制を構築します。

4

5

1
2



(4) 生活安全における支援の充実

3

- 4 ○ すべての県民が文化や生活習慣などのちがいににかかわらず、日本社会の中で安全・安心
5 に暮らすためのルールを理解し、事故や犯罪の被害者にも加害者にもならないための啓
6 発活動や多言語での情報提供を、企業などと連携しながら推進します。
7 ○ すべての県民が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、多言語による交通安
8 全情報の提供や交通安全教育の実施を推進します。

9

◆施策・取組◆

10

① 地域安全対策の推進
○ 地域における防犯活動の推進 地域の安全安心のため、県内に在住する外国人と協働し、各種防犯活動を推進します。
○ 外国人少年の健全育成 外国人少年補導員を委嘱し、外国人少年の健全育成・非行防止活動を行うとともに、外国人学校や公立学校等への訪問を通じた啓発活動を行います。
○ 防犯・交通安全啓発の実施 すべての県民が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人学校、企業、受入制度における監理を行う団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。
○ コミュニティFM放送を活用した生活安全広報の実施 コミュニティFM放送と連携し、ポルトガル語等による生活安全情報を提供します。
○ 「被害者の手引」の多言語化 犯罪被害者に渡す支援制度などを伝えるための手引(「被害者の手引」)を多言語化し、すべての県民へ犯罪被害者等への支援を周知します。

11

② 交通安全対策の推進
○ 防犯・交通安全啓発の実施 *再掲 すべての県民が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人学校、企業、受入制度における監理を行う団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。
○ 多言語による運転免許学科試験等の実施 運転免許の学科試験や外国免許からの切替え申請者に配布する「交通ルールの手引き」などの多言語化により、日本の交通ルールを学ぶ機会を提供します。

12

13

行動目標4 働く場での活躍

地域経済や社会を支える貴重な担い手として、就労を目的として来県する外国人を円滑かつ適正に受入れるとともに、すべての県民が働く場で活躍できるよう支援します。



(1) 円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍

- 県内の外国人材の受入れを促進するために「**滋賀県**外国人材受入サポートセンター」や「滋賀県国際介護・福祉人材センター」などの支援拠点を運営します。
- 大阪出入国在留管理局や滋賀労働局、外国人技能実習機構、県内外の大学などの関係機関・団体等と連携し、外国人材の採用や定着に向けた情報を収集し、企業等へ提供します。
- 外国人材の採用・定着にあたっては、適正雇用はもとより、**受入れ後の就労および地域生活で必要となる技術や日本語の習得支援といった受入れ環境の整備を**、雇用主である企業等が主体的に行う必要があることについて、関係機関・団体等と連携しながら助言・支援等を行います。
- 海外の大学や政府機関等と連携し、県内企業の外国人材採用の機会提供などに努めるとともに、大都市圏に外国人材が流出しないよう、**滋賀労働局**等と連携し、外国人材に対する多言語での就労相談や職業紹介等を行います。
- すべての県民が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人²¹を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。
- 県庁内の関係所属**間の連携や関係機関との連携を図り**、介護や建設業、製造業、農業等、主に人材不足が深刻な業種・分野での外国人材のニーズや受入れの状況等の実態把握や関連施策の推進を図ります。

◆施策・取組◆

① 支援拠点による取組

○ **滋賀県**外国人材受入サポートセンターによる支援

県内企業における外国人材の円滑かつ適正な受入れや、定着・活躍を促進していくため、専門的なノウハウを有するアドバイザーによる相談や、県内事業者向けセミナーや留学生向けマッチングイベントの開催などを通じて、実情に応じたきめ細かな支援を行います。

○ 滋賀県国際介護・福祉人材センターによる支援

外国人介護人材の受入れに関するマッチング支援や外国人介護職員の育成および定着支援の取組を行います。

1	② 適正雇用や受入れ環境の整備等に向けた助言や啓発 ○ 国や市町などと連携した助言や啓発 県内企業や経済団体等に対し、滋賀労働局等の国機関や市町、関係団体などと連携し、外国人材の適正雇用や日本語習得支援などの受入れ環境の整備等に関する助言や啓発を行います。
2	③ 海外からの外国人材の受入れ支援 ○ 海外の大学等との連携によるマッチング支援 海外の政府機関や大学、送り出し機関等と連携し、外国人材と県内企業等とのマッチングを支援します。
3	④ 留学生や県内で働く外国人の雇用や定着に向けた支援 ○ 留学生や県内で働く外国人に向けた日本語習得や職場慣習理解の促進 *再掲 留学生や県内企業で働く外国人を対象に、日本語やビジネスマナーの講座を開催し、就労場面で用いる日本語の習得や日本の職場慣習の理解を促進します。 ○ 外国人を雇用する企業の社員に向けたコミュニケーション支援 *再掲 外国人を雇用する県内企業の日本人社員を対象に、国によって文化・慣習が違うことなどを理解する研修を実施し、職場のコミュニケーションの円滑化を支援します。 ○ 介護分野に係る留学生の育成や雇用に向けた支援 介護福祉士養成施設が実施する留学生の日本語学習支援等の取組や留学生の就労予定先の介護施設等が支給する奨学金等の取組への支援を行います。
4	⑤ 就労支援窓口における多言語対応 ○ 就労支援窓口における多言語対応 「しがジョブパーク」「滋賀マザーズジョブステーション」といった就労支援窓口において、求職者に対する労働関係の情報提供に多言語で対応できるよう努めます。
5	⑥ 県内に定住する外国人への職業訓練機会の提供 ○ 県内に定住する外国人への職業訓練機会の提供 社会状況やニーズを踏まえ、就労制限のない県内に在住する外国人を対象とした職業訓練の機会の提供を行います。 ⑦ 外国人材関連施策の推進 ○ 外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進 滋賀県多文化共生推進本部等を活用し、県庁内の連携や関係機関との連携を図り、県内企業における外国人材のニーズや受入れ状況の把握に努め、関連施策を推進します。

行動目標5 次世代を育成する教育および保育の充実

国籍や民族などにかかわらず誰もが等しく教育および保育を受けられる環境を整備し、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。



(1) 教育および保育環境の整備

- 外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導、母語による学習サポートの実施およびそれらを実施するための教員の増員や不就学の可能性のある児童生徒の把握などを通して、外国人児童生徒等の受入体制の整備を進めます。
- 高等学校で教育を受ける機会を促進するため、進路ガイダンスや進学のための多言語冊子を活用するなどし、外国人生徒等やその保護者に対し、進学情報を提供します。
- 日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実等により外国人児童生徒等教育への指導力の向上を図ります。
- 日本人も外国人も含めたすべての児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際教育を推進する人材の育成に努めます。
- 外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、居場所づくりなどに取り組む国際交流協会や市民活動団体などを支援し、学校教育との連携を推進します。
- 外国人学校の各種学校移行や学校法人化等の推進、体験学習の機会提供を行います。
- 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育や保育について、保育士等の増員や認可外保育施設への支援、幼児期教育センターの運営などを通して、子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備します。

◆施策・取組◆

① 外国人児童生徒等の受入体制の整備

○ 外国人児童生徒等の円滑な受入れの推進

「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人児童生徒等が多い地域での市町立小中学校への円滑な受入りを推進します。

○ 「特別の教育課程」による日本語指導

日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ、個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法（DLA）²²を活用し、きめ細かな指導を進めます。

○ 不就学の可能性がある児童生徒の把握と就学促進

市町と連携し、不就学の可能性がある外国人の子どもを把握し、就学促進を図ります。

② 外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備
○ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員²³の配置や非常勤講師の派遣 外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する市町立小中学校および県立学校に対して加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行います。 ○ 外国人児童生徒等への母語支援員の派遣やオンライン通訳の設置 *再掲 外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な支援員を必要に応じて派遣したり、面談等の際にオンラインによる通訳者を配置したりするなどして、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。 ○ 外国人児童生徒等オンライン日本語教室 学校生活に必要な日本語の定着が不十分な児童生徒を対象に、オンラインによる日本語指導を行います。

1

③ 外国人児童生徒等の進路支援への取組
○ 進路ガイダンスの開催支援 外国人児童生徒等やその保護者を対象に、日本の教育制度への理解を深めるため、高等学校進学のための進路ガイダンスの開催を支援するとともに、市町や関係団体などとの連携を促進します。 ○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成 *再掲 県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。 ○ 県立高等学校入学者選抜における受検上の配慮の実施 県教育委員会が必要と判断した海外帰国生徒や外国人生徒に対し、検査問題等へのルビ振りや時間延長などの受検上の配慮を実施しており、一層の充実に努めます。

2

④ 児童生徒への国際教育の推進
○ 異文化理解力や国際感覚の育成 *再掲 (公財) 滋賀県国際協会と連携し、国際交流等や、県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。

3

⑤ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等
○ 「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」での情報交換や研修 帰国・外国人児童生徒教育担当者、市町教育委員会関係者などを対象に、外国人児童生徒等の教育や就学に係る連絡協議を行う「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」において、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方等についての情報交換や研修などを実施し、教員の資質向上に努めます。 ○ 多文化共生社会に対応する国際教育の研修 *再掲

教員研修において、（公財）滋賀県国際協会等と連携し、多文化共生社会に対応する国際教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度の活用などにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。

1

⑥ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

○ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

地域で開催される外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育などの市民活動を推進するため、（公財）滋賀県国際協会などと連携し、助成制度等に関する情報提供や先進的な取組についての情報発信を行います。

また、支援に取り組む市民活動団体と情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。

2

⑦ 外国人学校への支援

○ 外国人学校の法的地位の明確化

外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を推進します。

○ 各種学校を運営する学校法人への支援

義務教育に準ずる教育を行う各種学校を運営する学校法人への支援を行います。

○ 外国人学校への体験学習支援

外国人学校の子どもを対象に、琵琶湖を中心とした滋賀県の地理・歴史・自然等についての学習や芸術鑑賞などの、体験学習の機会の提供に努めます。

3

⑧ 夜間中学の円滑な運営に向けた助言等

○ 夜間中学の円滑な運営に向けた助言等

令和7年（2025年）4月より湖南市に開設される夜間中学「湖南市立甲西中学校夜間学級」の運営が円滑に進むよう、教育課程に対する助言や適切な教員配置等を行います。

4

⑨ 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育・保育の充実

○ 各家庭の状況に応じた個別の支援の充実

外国につながりをもつ子どもを多く受入れている保育所等での、保育士等の増員や通訳等の活用などを通して、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

○ 保育の充実や質の向上に向けた指導や助言および支援

外国につながりをもつ子どもを多く受入れている認可外保育施設に対して、保育士の配置や保育の質の向上、内容の充実に向けた指導・助言を実施します。

○ 外国につながりをもつ子ども等の切れ目のない支援

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育振興基本方針に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受入れや小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援に向けて、幼児期教育センターによる研修の充実を図ります。

第6章 施策の推進

1 各主体の役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 県民

すべての県民は、国籍や民族などのちがいににかかわらず、共に地域で暮らす住民として、お互いの文化や生活習慣などのちがいを理解、尊重するとともに、積極的に交流を深め、同じ地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりを推進することが期待されています。

また、言葉や文化の壁を乗り越えるため、県内に在住する外国人は日本語や日本社会のルールを学び、県民同士、デジタル技術や「やさしい日本語」を活用するなどして対話し、交流を深めることが望まれます。

(2) 自治会など

自治会やまちづくり協議会などは、住民にとって最も身近な地縁組織で、地域づくりの基礎です。これらの組織を持たない国もあることから、すべての県民にその役割とルールを十分理解してもらい、加入を促進することが望まれます。そして、すべての会員が活動しやすい環境づくりを整備していく中で、共に交流活動や環境美化、防災・防犯活動などを実施することが期待されています。

(3) 市民活動団体

多文化共生の取り組みは、NPOやボランティア団体、学校や福祉施設、医療機関など、様々な団体の活動に支えられています。各団体は、自分たちの強みや情報、ネットワークを活かし、地域のニーズに応じた活動を行うことが期待されています。

(4) 県市町国際交流協会

国際交流協会は、行政と連携し、多言語情報の収集・提供、多言語に対応した相談事業、市民活動団体への支援、多文化共生の啓発、相互交流事業など地域のニーズを踏まえた取組を推進し、県民と行政の橋渡し役となり、様々な主体とのネットワークを構築するなど、多文化共生社会の実現に向けた中心的な役割を期待されています。

さらに、(公財) 滋賀県国際協会は、専門性とコーディネート機能を生かし、県民や市民活動団体、市町が多文化共生社会づくりに取り組みやすい環境づくりをサポートすることが期待されています。

1 (5) 大学など

2 大学など高等教育機関には、教員や留学生による住民への多文化共生や国際教育の推進、
3 学生のボランティア活動など、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されています。

4 また、留学生や外国につながりをもつ学生などの就職支援についての関係団体との連携
5 や多文化共生を推進する人材育成や教員養成課程のカリキュラム充実、研究機能を **生**かし
6 た地域貢献も期待されています。

7
8 (6) 民間企業・社会福祉法人など

9 民間企業・社会福祉法人などは、国籍等にかかわらず、すべての労働者の人権を尊重し、
10 労働関係法令を守ることが求められています。

11 また、市町や地域の支援団体と連携し、日本語習得の支援や生活オリエンテーションの実
12 施、相談対応や交流の促進を行うことなど、県内で働くすべての県民が地域社会で暮らしや
13 すくなるよう、責任をもって支えることが求められています。

14
15 (7) 市町

16 市町は、最も住民に身近な自治体であり、情報を多言語で提供するなど、日常生活に関す
17 る分野の行政サービスを向上させることが求められ、多文化共生に関する啓発や交流促進
18 の場づくりなどを進めることも期待されています。

19 また、県と役割を分担しながら、地域に合わせた多文化共生推進の指針をつくり、多文化
20 共生の地域づくりを推進することも重要な役割です。

21
22 (8) 県

23 県は、市町と同様に、教育、住宅、防災、社会保障などの行政サービスを向上させ、情報
24 を多言語で提供することが求められます。

25 また、市町では対応が難しい広域的な課題への対応や先導的な取組、様々な主体が連携し
26 て取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

27 施策の推進については、庁内部局や国、市町、国際交流協会、市民団体、企業などとの連
28 携を積極的に図ります。

29 国に対しては、外国人の受入方針や法制度について、積極的に見直しや改善を提言します。

30
31 (9) 国

32 国は、長期的かつ総合的な視点に立って外国人の受入方針や **共生社会の実現に向けた施**
33 策を策定し、実施することが求められます。

34 定住する外国人の増加が見込まれるため、日本語の習得や日本社会に関する学習を促す
35 ための施策や、外国につながりをもつ児童生徒がスムーズに学校に通えるようになるため
36 の支援体制の拡充などが求められています。

2 推進体制

幅広い分野を横断する多文化共生施策を推進するためには、様々な主体の連携が必須であり、連携するための体制の構築およびその維持をしていきます。より効果的な施策推進を図るため、県庁内はもとより、県内での連携や他府県を含む広域的な連携を進めます。

(1) 県内の連携体制および県庁内の推進体制

名称	構成者	機能
滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会	県、市町、国際協会、教育機関、福祉施設、企業経営者、経済団体、県内に在住する外国人など	各分野の専門家や関係者等の幅広い分野の方々からプランに関する意見・助言を求める。
滋賀県市町多文化共生ワーキング	県、市町	多文化共生に関する情報共有や課題検討を行い、広域的な取組を推進する。
滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議	県、市町、国際協会、日本語教育機関など	地域の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行う。
滋賀県国際交流推進協議会	国際協会、市民活動団体、企業、大学、外国人学校など	国際交流関係団体が相互に連携、協力することで、地域の国際化の推進を図る。
滋賀県多文化共生推進本部	—	部局横断で課題の共有や取組方針を協議する。

(2) 広域的な連携

名称	構成者	機能
都道府県国際交流推進協議会	各都道府県	各都道府県の国際交流に関する要望をまとめ、国に提言する。
多文化共生推進協議会	愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市	各自治体との連携強化やノウハウの共有、国などへの提言活動を行う。
多文化共生地域会議（近畿ブロック）	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	各地域の多文化共生の現状や課題、取組について情報共有する。
全国知事会：外国人の受入と多文化共生社会実現PT	各都道府県（東京都、奈良県、鳥取県、島根県、佐賀県を除く）	育成就労制度および多文化共生社会の実現に向けた検討を行う。

3 プランの指標設定と進行管理

このプランにおいてめざす多文化共生社会の姿の実現に向け、以下に定める指標により、県の状況を毎年度把握し、県のウェブサイトで公表します。プランの進捗状況については、県民等から意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行い、指標の項目等について、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

指標	令和5年度 (基準)	令和11年度
1 多文化共生の意識高揚と活力ある地域づくり		
県内に在住する外国人と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合（％）	64	80
県内に在住する外国人が地域社会に参画していると思う割合（％）	15	50
2 こころが通じるコミュニケーションの促進		
滋賀県国際協会HPページユーザー数（外国語）（件）	14,024 (令和元年度)	15,000
地域日本語教育の推進に係る計画の改定	未改定	改定済
3 安心して暮らせる生活環境の整備		
「外国人」を支援対象に含む居住支援法人の指定法人数（法人）	7	10
外国人患者受入拠点的医療機関数（機関）	13	14
災害時外国人サポーター登録人数（人）	137	167
外国人被災者を支援する体制を整備している市町数（市町）	-	19
4 働く場での活躍		
滋賀県外国人材受入サポートセンター支援件数（件）	581	600
県内企業の外国人従業員や留学生等を対象にした日本語およびビジネスマナー講座の受講者修了率（％）	-	100
5 次世代を育成する教育および保育の充実		
国際理解出前講座の受講者数（人）	3,811 (令和4年度)	4,100
不就学外国人児童生徒数（人）	0	0
日本語習熟状況が「ほとんど通じない」「片言が話せる」児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導等を受けている児童生徒の割合（％）	-	100

※滋賀県国際協会HPページユーザー数（外国語）は、令和2年度から令和5年度まで新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に増加しているため、それ以前の令和元年度の数値を基準としています。

※国際理解出前講座の受講者数は、滋賀県基本構想で設定している指標であるため、滋賀県基本構想と同様の令和4年度の数値を基準としています。

1 <用語解説>

1 定住者 (P. 1)

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等。

2 外国人人口 (P. 1)

平成24年(2012年)7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、同年12月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、平成23年(2011年)以前のデータと単純に比較することはできません。

3 技能実習 (P. 1)

平成5年(1993年)に技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に創設された制度。平成22年(2010年)より在留資格「技能実習」が創設され、平成29年(2017年)より技能実習法が施行。最長5年間まで日本に滞在でき、条件を満たせば在留資格「特定技能」への変更も可能となります。

4 育成就労 (P. 1)

令和6年(2024年)6月の入管法および技能実習法改正により創設が決まった、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。在留資格「技能実習」を廃止し、在留資格「育成就労」を創設。原則滞在期間は3年間で、その間に特定技能1号水準の人材育成を図ります。令和9年(2027年)までに施行される予定です。

5 やさしい日本語 (P. 2)

1995年の阪神淡路大震災をきっかけに取組が始まった、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。情報を整理し、難しい言葉を置き換え、外国人や高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。

6 永住者 (P. 4)

法務大臣が永住を認める者。原則10年以上継続して日本に在留(うち5年は就労資格または居住資格で在留していること)し、①素行が良好であること②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人。

7 日本人の配偶者等 (P. 4)

日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者。

8 永住者の配偶者等 (P. 4)

永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」という。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者。

9 特別永住者 (P. 4)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫。

10 母語 (P. 9)

幼少期から身近にいる人たちが話すのを聞いて習得する言語。

11 地域日本語教室 (P. 11)

生活者としての外国人が、日本で生活する上で必要な日本語を学ぶ場。地域住民が参加することで交流の場にもなり、地域情報の共有や相互理解にもつながります。

12 外国人材 (P. 12)

日本で就労しているおよび就労の意思がある外国人。

13 生活者としての外国人 (P. 14)

日本において日常的な生活を営むすべての外国人のこと。

¹⁴ コミュニティFM (P. 15)

市区町村など一部の地域において、地域に密着した情報を提供するためのFM放送局。

¹⁵ E P A (P. 16)

経済連携協定 (Economic Partnership Agreement) の略称。貿易の自由化に加え、人の移動や知的財産の保護など様々な分野を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定のこと。現在、介護福祉士候補者に関するE P Aは、インドネシア、フィリピン、ベトナムと締結しています。

¹⁶ アイデンティティ (P. 16)

自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。

¹⁷ 異文化理解 (P. 27)

自分とは異なる文化や習慣、価値観の人々や社会を認め、互いに尊重し、理解しようとすることであり、多文化共生意識を高めていくことについての土台となります。

¹⁸ ダイバーシティ (P. 28)

性別、年齢、国籍、障がいの有無などのちがいを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につなげること。

¹⁹ セーフティネット住宅 (P. 32)

住宅セーフティネット法に基づいて、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、外国人等）の入居を受け入れる住宅として都道府県や政令指定都市・中核市に登録された住宅のこと。

²⁰ DV (ドメスティック・バイオレンス) (P. 33)

配偶者や恋人など親しい間柄にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のこと。

²¹ 就労制限のない外国人 (P. 37)

在留資格のうち「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」および「特別永住者」については、就労についての制限がなく、どのような職業でも就くことができます。「身分系」の在留資格とも呼ばれます。

²² D L A (P. 39)

文部科学省が開発した外国人児童生徒等の日本語能力測定方法「対話型アセスメント」(Dialogic Language Assessment) の略称。マンツーマンでの対話を重視することが特徴で、日本語能力を把握すると同時に、対話を通して児童生徒の実態を理解することで、どのような指導や対応が必要かを知るための評価ツール。

²³ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 (P. 40)

日本語教育が必要な外国人児童生徒等が多数在籍している学校に対し、日本語教育および適応指導を行う専任教員を県の教員定数に上乗せして配置される教員のこと。